

生活改善普及事業の導入と展開 —後発島根県を事例に—

中間由紀子, 伊藤康宏, 内田和義

Introduction and Development of Home Life Improvement Extension Service : A case study of Late-started Shimane Prefecture

Yukiko Nakama, Yasuhiro Ito, Kazuyoshi Uchida

Abstract The purpose of this paper is to clarify a historical feature of the Home Life Improvement Extension Service (HLIES) in Shimane Prefecture in 1950¹. Especially the administration side and the receipt side are verified.

It is in the following two points that clarified in this paper.

- 1) The organizational structure was imperfect on an administrative side.
- 2) An existing organization (women's association) played an important role on the receipt side.

Keywords: HLIES adviser, home life improvement practice group, women's association.

1. はじめに

協同農業普及事業は、第2次世界大戦後、連合軍司令部の占領政策の一環として、農林省（当時）主導の下に1948年から各都道府県において実施された。同事業は、農業改良普及事業と生活改善普及事業の2つで構成されており、両者の相互発展が目標とされたが、生活改善は農業改良に比べ軽視される傾向にあった。その理由は、生活改善普及事業の事業内容が、当時の主要課題であった食糧増産に直結するものではなかったことに起因する。農業改良普及事業は、農業の生産性向上を目的として、農業改良普及員（以下、農改と略）が農家に対して技術指導などを行ったものである。これに対し生活改善普及事業は、生活改良普及員（以下、生改と略）が農村女性に対し、衣食住などの改善指導を行い、農村女性の自立的な組織（生活改善実行グループ〔以下、生改グと略〕）の結成を助長した事業であった。生活改善普及事業は、旧慣を打破することにより農村の劣悪な生活環境を改善し、農村女性の地位向上に一定の役割を果たしたと指摘されている¹⁾。

生活改善普及事業に関するすぐれた研究として、市田知子の一連の業績がある。市田は、生活改善普及事業の草創期に同事業の理念が如何にして確立され、社会状況の変遷とともに理念や事業内容がどのように変化していっ

たのかについて述べている²⁾。また、市田は山口県を事例に、農林省の理念が如何にして受容され、組織体制が確立され、どのように現場で実行されたのかをまとめている³⁾。さらに、これまで生活経営学⁴⁾、歴史学⁵⁾、開発経済学⁶⁾、民俗学⁷⁾、などからのアプローチも行われている。これら先行研究の多くは、生活改善普及事業の開始が早い先発県を対象としており、生改、生活改善専門技術員⁸⁾（以下、専技と略）、生改グの活動事例についての分析が中心である。しかし、生活改善普及事業の導入・展開過程の歴史的特徴（行政面・受容面）について詳細に明らかにした研究は、管見の限りみられない⁹⁾。

本稿の課題は、島根県を事例に生活改善普及事業の後発県¹⁰⁾の導入・展開期（1950年代）の歴史的特徴を明らかにすることである¹¹⁾。とりわけ、行政面（組織と指導体制）と現場の受容面（生改グと既存組織）を取り上げる。分析対象期間は1950年代に限定する。その理由は、当該時期における歴史的特徴が島根県の普及活動の原点となったとの認識によるものである。

次節では、協同農業普及事業について概説する。次に、島根県における生活改善普及事業の導入と展開について詳述し、最後に、島根県における生活改善普及事業の歴史的特徴（行政面・受容面）について言及する。

2. 協同農業普及事業の概要

協同農業普及事業は、1948年に公布された農業改良助長法を根拠法として各都道府県で実施された。全国的には指導体制の変遷に伴い、草創期（1948～50年〔啓蒙指導〕）、小地区期（1951～57年〔濃密指導方式〕）、中地区期（1958～64年〔地域濃密指導方式〕）、等に時期区分されている（農林省の定義¹²⁾）。しかし、各都道府県下で導入された年次は異なっている。さらに全国的な傾向として、農業改良が生活改善よりも早期に着手されたといえる。その背景には、食糧増産という当時の重要課題があったということは先述の通りである。

島根県では、1948年9月に協同農業普及事業実施要綱を定め、農業改良普及事業主務課を経済部（当時）農務課に再編し、農務課内に普及係を設置し農業改良普及事業に着手した¹³⁾。

本稿が対象とする生活改善普及事業は、農業改良普及事業から3年遅れの1951年5月に開始された。全国的区分では「小地区期」の初期に該当する時期であり、他県と比較して開始時期が遅れた。開始が遅れた理由として、島根県が食糧増産に力を注いだために、農業改良が優先されたこと¹⁴⁾、協同農業普及事業の予算自体が少なく¹⁵⁾、その多くが生活改善ではなく農業改良に回されたこと¹⁶⁾などが要因としてあげられる。

3. 島根県における生活改善普及事業

(1) 行政組織

生活改善普及事業が開始された当時の農業改良課の組織構成は、4係1室（庶務係、普及係、営農改善係、生活改善係、技術室）であった。生活改善係には担当者2名、専技1名（1952年、女子専門学校へ出向）が配置された。現場の指導に当たる生改は5名採用され、4つの地方事務所（簸川、邑智、那賀、美鹿）と隠岐支庁に配属された。後述するように、生改の数が少なかつ、1954年頃までほとんど増員されることはなかったため、生改は1人1郡程度の広範囲を担当しなければならなかった。なお、1955年に6人が増員され12人となった後も1人1地区の担当であり、生改1人当たりの負担は非常に大きかった¹⁷⁾。

試験研究機関である農事試験場（当時）の組織機構は1係7科（庶務係、種芸科、育種科、園芸科、土壤肥料科、病虫科、経営調査科）の構成であった。その中の1つで

ある経営調査科に生活科学係が設置され、生活改善に関する研究が行われた。試験研究には通常専技が当たっていたが、島根県では専技が不在だったため、1953年から生改が1名嘱託という形で試験研究に従事した。なお、試験場に専技が配置されるようになるのは1959年からである（食物、普及方法）。専技は5項目（衣服、食物、住居、家庭管理、普及方法）の分野にそれぞれ担当者が配置されることが理想とされたが、島根県においてそれが実現したのは1966年のことである。試験場での研究成果は生改の普及宣伝や、普及誌（山陰農業、研習）および『島根新聞（現・山陰中央新報）¹⁸⁾』などに掲載され、県下への生活改善の浸透が図られた¹⁹⁾。

(2) 生活改良普及員の活動事例

生改は1951～54年まで地方事務所及び支庁に駐在し、現場の指導に当たった。1955年度からは、生改育成の助長を目的として生改が各地区に配置された。当時農改は、1町村につき1人の担当であったが、生改は数が少ないため当初は1人1郡程度の広域を担当した。当時の普及員の移動方法は「緑の自転車」であり、生改は非常に広範囲な担当地区内を自転車で巡回し指導に当たった。しかし、生改1人の能力も限度があるので、各関係機関や各団体と連絡を取り合い、農改の協力を得て指導を行った。また先述の通り、本来試験研究を担うべき専技が不在だったため、生改が試験研究に従事せざるを得ない状況にあった²⁰⁾。

以下は、島根県初の生改の1人として採用されたFさんの活動事例である。

〈元生活改良普及員、Fさんへの聞き取り調査より〉

Fさんは1918年、島根県簸川郡平田町（現・出雲市）で生まれた。Fさんは娘を自立した女性に育てたいという父親の意向により、高等女学校を卒業した後、裁縫の技術を身につけるため専門学校に入学した。その理由は、当時、裁縫技術を修得するということは女性が自立する上で最も一般的であり、重要な手段であったためである。専門学校卒業後、Fさんは青年学校の教師になるが、その後次第に県に関わる仕事に携わりたいと考えるようになる。ちょうどその頃島根県でも生活改善普及事業が導入され、生改の募集が開始された。戦前期から続く農村女性の生活のつらさを知り、女性が自立し、男女平等の社会の実現に貢献したいと考えていたFさんは、生改の資格試験と採用試験を受け合格。1951年、島根県初の生改の1人として採用される（当時33歳）。「自分の嫁ぎ先が当

時には珍しく男女平等のスタイルであったこと、かつて青年学校で裁縫の先生をしていた経験が役立った。」とFさんは生改として採用された当時について語っている。

Fさんが生改として配置されたのは、簸川地方事務所であった。当時、簸川地区担当の生改はFさんだけであり、1人で簸川地区全域を担当した。生活改善普及事業の開始当初は、かまど改善、農繁期の保存食作り、作業衣の改善などの活動を行った。グループ育成に関しては、生活改善に熱心であった出雲市稗原地区などで生改グの育成を支援した。「地域においてグループが結成されるかどうかは、地域の実情を良く理解している人や支援者の有無に左右された。そしてグループ結成およびその後の活動において特に重要であったのは、グループのリーダーの素質であった。」とFさんは生改グの形成・発展要因について述べている。また、農村生活の旧弊打破を目指して、簸川郡農業改良協議会で生活改善座談会を開き、Fさんをはじめ、農改、栄養士、婦人会長などが参加して生活改善に関する意見交換を行っている。

Fさんは鳥根県において生活改善普及事業を推進する上で、特に東京で実施された生活技術研修館での研修は非常に意義のあるものであったと述べている。研修は数ヶ月にわたる長いものもあったが、そこでの経験は実際の指導に当たる際に非常に役立ったという。また研修で、農林省の初代生活改善課長山本松代氏と会う機会を得、山本課長の生活改善や女性の近代化に対する熱意に触発されたとも語っている。

Fさんは1959年まで簸川地区担当の生改として活躍し、それ以降は県の農事試験場で専技（普及方法）を勤め、後輩の生改の指導に当たった²¹⁾。

(3) 生活改善実行グループの特徴

1) 生活改善実行グループ

生活改善実行グループとは、生改による啓蒙指導を経て、生活改善に意欲を持った農村女性が自主的に結成したものである。地域の既存の組織とは異なり、構成員は比較的若年層で占められていた。鳥根県では1952年頃から結成され始めた。生改グの設立状況を見ると、1953年に54グループ存在したものが、1954年には65、1955年には107と次第に増加し、1958年には214グループが設立された。これら生改グの活動内容はグループ内の話し合いで決められたが、生活と関わりの深い衣食住の改善が中心であった。具体的には、かまど改善、作業衣改善、農繁期共同炊事、家計簿記帳などであった。生改グの中

には、全国・県・市町村で実施された「生活改善実績発表大会」において成果を発表するような活発なグループも存在した²²⁾。

2) 生活改善実行グループの形成・発展

生改グ結成の際、非常に重要であったのは地域の既存組織との関係である。鳥根県においては、特に婦人会との協力関係が非常に重要であった。先行研究においては、婦人会のような既存の組織は、生改グの形成・発展を阻害する要因の1つであるという見方が比較的強い²³⁾。しかし、鳥根県の場合、婦人会は阻害要因ではなく生改グの形成基盤であったと考えられる。婦人会は、生活改善に対して非常に意欲的であり、鳥根県において生活改善普及事業が開始される1951年以前より、生活改善に取り組んでいた。

以下は、1949年10月2日、『鳥根新聞』に掲載された鳥根県簸川郡連合婦人会の生活改善に関する記事である。

農耕と家事に追われて向上のゆとりのない農村婦人のために、簸川連婦ではかねて生活改善案を練り、去る二十五日各ブロック代表によつて真剣に検討されたが、三日の総会席上でさらにこれの実行方法を具体的に生み出すことになった、地方風習と生活に一つの切替えを与えようと図るこの案は日常生活で時間の尊重と厳守、社会性の採り入れ、他人の生活への無干渉、教養の時間を生み出すための計画的合理的な仕事のあり方、人まねをやめて自分の経済状態にふさわしい仕事をする、お茶の時間を決め訪問者にはこの時間以外お茶を出さないこと、その他冠婚葬祭の在り方などを生み出す（出雲）²⁴⁾

以上の記述から、婦人会の生活改善に対する意欲の高さがうかがえる。また、婦人会の中には、鳥根県から生活改善のモデルケースとして選定されたものも存在した。これらについても、『鳥根新聞』および『山陰新報』の記事にその活動内容を見ることができる。以下は、鳥根県の生活モデル町の指定を受けた邑智郡矢上町（現・邑南町）婦人会、生活改善モデル地区として選定された、簸川郡平田町（現・出雲市）久多美婦人会に関する記事である。

去る4月、生活モデル町の指定を受けて邑智郡矢上町では婦人会の手によって目下真剣な生活改善研究が行われているが、何としても計画倒れになつてはというので身近かな問題から研究に着手しているため、改善によるその成果も無英のない堅実的なものが生れようとしている。

住生活で取上げているのは台所改善で、先ず理想的台所の模型を作り、計画も年度的に1つ手をつけようと申合せ、これには皆が寄り集って各戸の台所を見て歩き、遠慮のない意見と悪いところを指摘し合い頼母子講制度による実現を期しており、この台所改善が今年中に終われば来年度は次計画の便所改良に一せいに乗り出すことになっている。

食生活については1昨年来日常食についての研究、講演、講習会を数回にわたって行つたが食習慣と経済問題は一朝一夕のことに行かないため、今後は出来得るものによつて改善を図ろうというので主婦が中心となつて大豆と採種の増産に乗り出し、自給自足から生れるものでタンパク、脂ほうを補給、健康な体をつくることに意を注いでいる。(島根新聞、1951年12月12日掲載)²⁵⁾

島根県簸川郡平田町の久多美婦人会では昨年県から生活改善モデル地区の指定をうけて以来、西尾計能会長を先頭に生活改善にひたむきな運動をつづけているが、そうした運動のうち台所改善は会員約三百八十名の家庭の大部分が一応完了、明るい合理的な台所で立ち働くようになってモデル地区の面目躍如たるものがある。(山陰新報、1953年6月15日掲載)²⁶⁾ このように、新聞記事からも婦人会が生活改善に非常に意欲的であり、活発な活動を行っていたことがわかる。そして生活改善普及事業開始後は、生改という指導者を得てさらに活動が活発化し、発展したものと考えられる。さらに、こうした婦人会の活動が周辺地域へと波及し、1950年代半ば以降生改グが次々と結成されるに至ったのではないかと推察される。実際、婦人会の活動から生改グの結成に繋がったケースは多かった。事実、「生改グを結成する場合、婦人会は非常に協力的だった。」²⁷⁾、「新しいグループを作る時には、組織を引っ張っていくリーダーシップのある人が必要。そのため、婦人会長が生改グのリーダーを兼任するケースが多かった。」²⁸⁾、という元生改の方々からの証言を得ている。

3) 「あけぼのグループ」の事例

以下では婦人会を基盤として結成された生改グの一例として、「あけぼのグループ」(島根県出雲市稗原地区)を取り上げ、その形成・発展過程をみる。「あけぼのグループ」を取り上げる理由は次の4点である。①島根県における生改グとして先発例であった点、②同グループの活動が後発の生改グの結成に影響を与えた点、③史料が残

存している点、④同グループを指導した当時の生改の聴取りを行っている点。「あけぼのグループ」は、同地区の既存組織である稗原地区婦人会の支援を受けて結成された生改グである。稗原地区婦人会は、非常に熱心に生活改善に取り組み、その成果がフィルムに収められ県下各地に紹介された実績を持つ²⁹⁾。

以下の記述は、1957年2月、島根県松江市で開催された「第1回農家生活改善発表並びに郷土食コンクール」における同グループの発表内容を、当時の島根県の生改・福間久美野氏がまとめたものである³⁰⁾。

(1) 1人立ちへの道

出雲市稗原町あけぼのグループ 北広斐子³¹⁾
グループ結成の動機

昭和29年1月平田町において生活改善大会が開かれ、その時生活改善の仕事はグループ活動によって進めるのが最もよい方法ではないかという大きい刺激を受け、この感動のさめない中にグループ結成に乗り出した。

グループ員の構成

人員 20名、平均年齢 35歳

(中略)

後援団体

学校、公民館、地域婦人会

(中略)

第1年次は形に現われた改善とする前に精神の改革に重点を置いた。

(中略)

第2年次は共同プロジェクトによって生活をもっと向上させる面と、もっと改めたい点の2つに分けて、必要度が高く実行可能な共通した問題と夫々3つずつあげて実践活動に移した。

(中略)

第2年次は考えるゆとりが持てるようになり、年6回の反省会を開いた。

(中略)

これらの反省に基づき考えられたことは

- (1) 各家庭の生活形態が異なっているため、グループ員各々が最も必要な問題の解決をする。
- (2) 各々が仕事を分担し、もっと自主的に活動する。
- (3) 共通した問題を持つ小グループにより発言を多くし、心のふれあいを密にして会合のふん囲気を楽しめるものにするという3つの考え方から、部門別プロジェクトを持つことにした。

会合回数、実践能力、人数、指導者等から考え、

一応3部制が適当であろうということになり、希望の多い順に

生活部8名、家庭管理部5名、文化部7名に自由加入した。夫々部長をおき、会合の司会は輪番制にした。

(中略)

波及効果としては11の部落から1つのグループが芽ばえ、次々に5つのグループが誕生して、31年9月連絡協議会を持つことが出来た。

第4年次は地区における仲間同志が集まって発表会を開き、グループの仕事を11の部落の方々に役立てたいと、これが間近に控えた新しい夢の1つである。

この「あけぼのグループ」は、1954年1月に平田町(現・出雲市)で開催された生活改善大会を契機として、1954年4月に結成された。同グループは、リーダーを稗原地区の婦人会長が務め、平均年齢35歳の比較的若い年齢層の女性20名で構成されていた。後援団体は、学校、公民館、地域婦人会であった。この生改グの特色は、発展段階に応じた年次別の活動(第1年度・広くものを知る、第2年度・共同プロジェクト、第3年度・部門別プロジェクト、第4年度・個人プロジェクト)である。波及効果としては、周辺の11部落から6つのグループが誕生した事があげられる。

4. おわりに

本稿では後発島根県を事例に、「導入・展開期」の生活改善普及事業の歴史的特徴について以下の点を確認した。まず行政面の特徴としては、生活改善普及事業面の不備(試験研究機関の不備と専技、生改の不足)がみられた。一方受容面では、農村の既存組織である婦人会が生活改善に対して非常に意欲的であり、かつ生改グ形成・発展の基盤となったという特徴がみられた。この事から、婦人会の存在は生改グ結成の基盤となり、島根県における生活改善普及事業の発展に寄与したといえる。

今後の課題としては以下の点があげられる。第一に、本稿は行政官、生改の証言のみを扱っており、生改グのリーダーおよびメンバーの証言は含まれていない。島根県における生活改善普及事業の全体像をより詳細に捉えるためには、生改グの方々の証言を含めた考察を行う必要がある。第二に、これまで生活改善普及事業と市町村行政との連携について言及されてこなかったが、調査の過程で両者の関係が普及事業の成否に影響を及ぼしてい

るものと推察された。よって、両者間の関係について考察を試みる必要があると考える。第三に、既存組織と生改グ形成の関連についてである。本稿では、婦人会が生改グ結成に重要な役割を果たしたと結論づけたが、実証的な分析としては不十分である。生改グが婦人会を基盤として結成された過程について詳細な分析を行う必要がある。上記の課題を踏まえ、今後は1950年代以降、生活改善普及事業が農村生活にどのような役割を果たしたのかについて明らかにしたい。

注

- 1) 天野寛子(2001)戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化の創造へ—。ドメス出版、p.99.
- 2) 市田知子(1995)生活改善普及事業の理念と展開。農業総合研究、49(2)。
- 3) 市田知子(2001)戦後改革期と農村女性—山口県における生活改善普及事業を手懸かりに。村落社会研究、8(1)。その後市田は、同論文および前掲市田(1995)で明らかにした点を基に、研究対象期間を高度成長期から現代まで拡大し、政策当局と農村女性との関連についての考察を行っている(市田知子[2003]日本の生活改善普及事業にみられる農村女性の組織化—生活改善から農村女性政策へ—。農業史研究、37)。
- 4) 天野寛子は、生活改善普及事業は女性農業者の地位向上に貢献したのか否か、生活経営学(生産と再生産の統一的把握)の視点から考察を試みている。さらに、農道敷設、国道舗装の実現に貢献するなど活発な活動を行った三重県の生改の個人史を取り上げている(天野[2001])。
- 5) 庄司俊作は、農村女性の自立や意識変化を明らかにすることを目的として、京都府美山町の生改グの事例を取り上げている(庄司俊作[1996]戦後山間地における生活改善運動と農村女性の自立—京都府美山町の『高度成長』と生活改善実行グループ。社会科学、56。)また大門正克は、山梨県の事例を取り上げ、事業内容を明らかにすると共に農村女性の側から生活改善の検討を行っている。(大門正克[2003]生活を改善するということ—戦後山梨の農村女性たち。山梨県史研究、11。)
- 6) 佐藤寛は、生活改善普及事業を含む戦後日本の「農村開発経験」を「日本型マルチセクターアプローチ」ととらえ、戦後復興期の日本において成功した要因

- として、行政に呼応する受け皿組織の重要性を指摘している（佐藤寛〔2002〕戦後日本の農村開発経験—日本型マルチセクターアプローチ。国際開発研究, 11(2).) また水野正己は、生活改善運動における指導方法や生改グの組織化が促進要因であると分析し、日本の経験が途上国の農村開発に対して持つ意義を述べている（水野正己〔2002〕日本の生活改善運動と普及制度。国際開発研究, 11(2).)
- 7) 安井真奈美は、民俗の変容という視点から、生活改善普及事業が村の生活に与えた影響について考察を行っている（安井真奈美〔2006〕村の暮らしを改善する—ある生活改善専門技術員の聞き書きより—。山口県史研究, 14.）
- 8) 専門技術員とは、県庁あるいは農業試験場に駐在し、実際に普及事業を行う改良普及員の指導に当たるもの。農業と生活の2つに大別される。試験研究に従事し、専門的な知識が必要とされるため、その採用基準は改良普及員よりも厳しいものであった。
- 9) 生活改善普及事業の沿革史としては、『全国農業改良普及協会（1969）普及事業の二十年—協同農業普及事業二十周年記念誌一』などがある。
- 10) 山口、三重、京都のように、生活改善普及事業が初期の段階（1948～50年）から取り組まれていた先発県に対して、数年遅れて開始された県をさす。
- 11) 島根県における生活改善普及事業は、①モデル町村の育成期（1951～52年）、②生活改善実行グループの育成期（1952～63年）、③普及事業促進のための組織事業拡大期（1963～68年）等に時期区分されている（島根県（1969）『農家と共に20年 島根県農業改良普及事業20周年記念誌』, pp.9-10.）本稿では、事業確立期に相当する①と②の時期（特に1950年代）を総称して「導入・展開期」とした。島根県では、「草創期（農林省の時期区分, 1948～50年）」に該当する時期に生活改善普及事業が実施されていなかった。
- 12) 全国農業改良普及協会（1969）普及事業の二十年—協同農業普及事業二十周年記念誌一。 pp.12-18.
- 13) 島根県弘報文書課編（1951）島根県政概要。島根県, pp.171-172.
- 14) 島根県（1969）農家と共に20年 島根県農業改良普及事業20周年記念誌。 p.67.
- 15) 島根県において、農業費に占める協同農業普及事業費は1割にも満たない水準であった（島根県〔1949-60〕歳入歳出決算報告書）。
- 16) 島根県の元行政官（事業開始時から生活改善を担当）T・Y氏からの聴取り（2004年12月3日）
- 17) 島根県改良普及職員協議会（1998）普及事業の五十年。 p.56.
- 18) 『島根新聞』は、1952年4月、『山陰新報』に改称。1957年10月、『島根新聞』に再改称。
- 19) 島根県改良普及職員協議会（1998）普及事業の五十年。 p.54.
- 20) 島根県人事課（1954）島根県職員録。 p.101.
- 21) 島根県の元生改K・F氏からの聴取り（2004年11月10日）。
- 22) 島根県農事試験場研習会（1957）研習5月号。 pp.33-35.
- 23) 市田（2001）p.33, 大門（2003）p.92.
- 24) 島根新聞（1949年10月2日掲載記事）
- 25) 島根新聞（1951年12月12日掲載記事）
- 26) 山陰新報（1953年6月15日掲載記事）
- 27) 島根県の元生活改良普及員K・F氏からの聴取り（2004年11月10日）。
- 28) 島根県の元生活改良普及員K・S氏からの聴取り（2004年11月17日）。
- 29) 稗原郷土史編集委員会（1985）稗原郷土史。 p.369.
- 30) 福間久美野（1957）農家生活改善発表会から①。研習5月号。島根県農事試験場研習会。 pp.33-35.
- 31) 「あけぼのグループ」のリーダー。同氏は、稗原地区婦人会の会長でもあった。（島根県の元生活改良普及員K・F氏からの聴取り〔2004年11月17日〕）。